

第1節

ゆたかな人を育むまち (教育・文化の振興)

市民の意識や生活形態の変化、長寿社会の到来などから自由時間が増大し、生涯を通した学習意欲が高まっています。

このため、すべての市民が生涯を通した人間性の形成や資質、能力を向上できるよう、学校や家庭、社会を通して、学習できる環境を整備することによって、心豊かな人が育つ地域社会の実現をめざした施策を展開します。

1 生涯学習の展開

生涯学習社会の実現に向けて生涯学習の振興を図って行くためには、普及啓発とともに行政全部局が一体となった連携・推進体制をつくり、学習内容を体系的に整備するなど広範囲のネットワーク形成が必要であり、このネットワークによって種々の学習機会・場所を提供し、市民の自主的な生涯学習が展開できるよう支援します。

2 学校教育

幼児、児童、生徒は社会の大きな財産であり、心豊かな社会生活を営むための基礎的な能力を培い、心身ともに健やかな人間を育てることが学校教育の重要な役割です。

このため、教育内容、教育施設・設備の充実、教育環境の整備を進めるとともに、地域と一体となった学習の充実などを推進します。

3 社会教育

市民の増大する学習意欲に対応するため、社会教育施設の整備やネットワークの形成によるサービスの充実を図るなど、すべての世代が幅広いテーマで学習できる環境の充実に努め、市民活動のより一層の活性化を支援します。

また、青少年が心身ともに健全でたくましく成長できるように、社会活動、交流事業を充実するとともに、地域が一体となって良好な社会環境づくりを推進します。

4 文化・スポーツ

市民が生涯を通して心身ともに豊かな生活が営めるよう、すばるホール、総合スポーツ公園などの拠点施設を中心としたネットワークの形成によるサービスの充実など、文化・スポーツ活動に親しめる環境の充実を図ります。

また、富田林寺内町の歴史的町並みの保全など文化財の保護に努めるとともに、郷土資料の収集・展示などを通じて、本市の豊かな歴史資源の積極的な活用を図ります。

第2節

健やかで生きがいのあるまち (健康・福祉の充実)

高齢・長寿社会の進行や少子化、市民の健康志向の高まりなどに対応し、市民一人ひとりが生涯を通して健康で幸せな生活が営めるよう、心の通いあうあたたかな地域社会の形成をめざした施策を展開します。

1 保健・医療

市民の主体的な健康管理と健康づくりを総合的に推進するため、保健センター、富田林病院、地域の医療機関との連携により、保健サービスの推進、医療サービスの向上、地域医療システムの形成を図ります。また、救急救命体制を充実します。

2 地域福祉

さまざまな要因で生活上の困難な問題を抱えている人々が、安心して生活できる社会づくりをめざします。そのため市民との連携による環境整備や、福祉団体の育成などの体制整備を図ります。

3 高齢者福祉

高齢者がすこやかに、いきいきと安心して暮らせる社会をつくるために、※(仮称)総合シルバーセンターを中心として、総合的、体系的な施策の展開を図ります。

4 障害者福祉

障害者が地域社会の中でいきいきと社会生活をおくるために、自らの意志で気軽にかけられるようなまちづくりを進めるとともに、保健、医療、教育、就労など関連分野との連携に努め、障害者の社会参加を支援します。

5 児童・母子福祉

次代を担う児童の健全な育成を図るため、多様な保育需要に対応する施策の充実や環境の整備をはじめとする子育て支援の充実に努めます。また、母子・父子家庭に対する施策を充実します。

6. 社会福祉

すべての市民が、健康で文化的な生活がおくれるよう、支援を行います。

第3節

人にやさしい快適で安全なまち (都市基盤の整備)

豊かな市民生活を築いていくための都市基盤づくりは、まちづくりの基礎として重要です。このため、子どもから高齢者まで、さまざまな市民にやさしい都市環境づくりを進め、快適で安全なまちづくりの実現をめざした施策を展開します。

1 道路の整備

道路は、市民生活や産業活動などの動脈の役割をもち、まちの将来への発展を支えていく基礎となるものです。このため、各地と連絡する広域幹線道路や市域内の幹線道路の整備を進めます。

また、市民の日常の暮らしを支える身近な生活道路の整備や、人にやさしい、快適で安全な道路環境の整備を図ります。

2 交通・情報通信

将来の人口増加を踏まえ、鉄道の輸送力増強や地下鉄の延伸などを各方面に要請するとともに、円滑な道路ネットワークを整備するためにも近鉄長野線の連続立体化をめざします。さらに、鉄道駅と地域を結ぶバス路線のネットワークの形成に努めます。

また、高度情報化社会に対応し、行政の情報化を推進するとともに、市民生活の利便性・快適性などの向上や産業の振興を図るために地域の情報化を促進します。

3 防災・消防

あらゆる災害、危険などから生命や財産を守り、市民が安心して暮らせるよう、総合的な防災対策を市民とともに推進します。特に、震災に強いまちづくりと、緊急時における救援体制の広域的な確立を図ります。

4 市街地・住宅

良好な市街地の形成を図るため、駅前整備などの計画的な面的整備や、乱開発の防止に努めます。また、老朽化した公営住宅の再整備を行うとともに、障害者や高齢者にも暮らしやすい住宅環境の形成を図ります。

5 供給処理施設

供給処理施設は、市民生活や産業活動にとって不可欠のライフラインです。このため、引き続き関係機関と協力して、上下水道、ごみ・し尿処理、エネルギーなどの供給処理施設を充実します。特に、処理能力が限界に達しているごみ処理施設の早期整備に努めます。

第4節

住みつけたいまち (生活環境の整備)

本市は大阪都市圏の住宅都市として、人をひきつける魅力あるまちが形成されています。しかし、市民の価値観は量よりも質や心の豊かさを求めるなど多様化・高度化しており、このような変化に対応して、永く住みつづけたいと感じるまちの実現をめざした施策を展開します。

1 景観・都市イメージ

市民のふるさとへの愛着や誇りを育み、本市の魅力ある個性を身近に感じることは、心豊かな市民生活を創出していく上で重要な課題です。このため、市民の主体的な参加をもとに全市的な都市景観づくりを進めるとともに、都市イメージを魅力あるものに高めていきます。

2 コミュニティ

一人ひとりが、みんなでまちづくりを進めていけるよう、地域コミュニティや地域をこえた市民活動を積極的に支援するとともに施設の充実とネットワーク化を図り、市民、企業、行政が一体となった、市民本位のまちづくりに取り組みます。

3 公園・緑地

本市固有の歴史や文化環境を活かし、石川河川公園、錦織公園などの整備を促進するとともに、市民が日常的に緑に親しめる小公園、散策ネットワークの整備を推進します。

また、緑地の保全を図るとともに市民の緑化活動も含めた全市に広がる花と緑にあふれたまちづくりに取り組みます。

4 消費生活

複雑・多様化する消費生活環境の変化に対応して、市民が豊かで安定した消費生活が営めるような消費者環境の形成を図ります。

5 環境保全対策

市民一人ひとりが地球市民としての自覚に立ち、市民、企業、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力して地球環境の保全に努めるとともに、リサイクル型社会や体系的なごみ処理システムの構築を図り、快適な生活環境づくりを推進します。

また、交通事故や犯罪のない、安全なまちづくりを進めます。

6 墓地・斎場

市民の永遠安息の場である公園墓地、斎場の環境整備を進めます。

第5節

開かれた活力あるまち (産業・経済の振興)

本市の有する歴史的、文化的な魅力を活かしながら、自然環境、住宅環境に調和した農業、商業、工業の振興を図るとともに、都市イメージの向上につながる都市型の観光・レクリエーションを広域的に推進し、豊かな市民生活と活力あるまちを実現する施策を展開します。

1 農業

農地を保全しつつ、地理的条件を活かし付加価値の高い都市型農業の発展を図るため、生産基盤の整備や近代化対策を推進します。また、農村環境の整備、農業後継者の育成、都市住民との交流、ため池快適環境づくりなどにより、都市環境と調和のとれた農業振興を推進します。

2 商業

中小商業者の体質を強化するため、商業施設の充実や商業の近代化を促進するとともに、魅力ある商業核の形成を図ります。特に富田林駅南地区については、再開発などにより、商業、情報、文化活動などの都市的な機能を兼ね備えた面整備を進めます。

3 工業

工業経営の安定化に向け、中小企業の近代化などを促進します。また、生産、流通、サービスなど幅広い分野にわたる都市型産業の立地について検討します。

4 観光・レクリエーション

都市の活力を高める交流人口を創出し、また、観光、レクリエーションの活性化を図るため、本市のもつ文化、歴史、自然などの魅力を活かし、それらの資源を核としたゾーンの形成やPRの強化、推進体制の充実などに努めます。

5 勤労者福祉

増加する自由時間を有意義に活用し、ゆとりある生活を送れるよう、勤労者の福利厚生や相談体制を充実し、雇用の安定を図ります。

第6節

平和と平等で ひとが輝くまち (平和・人権)

恒久平和は人類共通の願いであり、非核平和実現のために市民意識の高揚を図ります。

また、すべての人の人権が尊重され、明るく住みやすい地域社会をめざした施策を展開します。

1 平和

まちづくりの基本であり、人類共通の願望である恒久平和の実現を目指し、さまざまな機会を通じて、市民とともに平和への取り組みを進めます。

2 人権

お互いの人権を尊重し、明るく豊かなまちづくりをすすめます。また、すべての人の人権を尊重し擁護するため、きめ細かな啓発活動を進めます。特に、人権対策に関わる同和問題については重要な課題としてその解決に取り組みます。

3 男女共同参画社会

「女は家庭、男は仕事」ときめつけないで、女性も男性もそれぞれの能力と個性が、あらゆる分野で発揮できるよう男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組みます。

4 国際交流

国際化に対応したまちづくりや国際平和に貢献するため、市民とともに国際交流活動を推進し、国際理解と国際感覚の醸成を図ります。

計画実現のために

この基本構想に示されたまちづくりには、市民が主体となる活動が多く取り入れられています。この構想の実現にあたっては、地方自治の理念を基本に市と市民が相互に役割と責任を分担し、国、府、関係市町村などにも協力を求めながら、財政計画をはじめとする各種中・長期計画に反映し、総力をあげて取り組んで行く必要があります。

1 行政運営

都市の発展に伴い複雑多様化する市民ニーズに対応するため能率的な行政運営に努めます。このため、行政情報の公開を進め市民本位のまちづくりをすすめます。さらに、わかりやすい組織づくりや職員の資質向上を図ります。

また、各種施設の運営充実を図りその活用をすすめるほか、市民の生活圏の拡大に対応するため、近隣市町村と連携を図りながら行政を推進します。

2 財政運営

積極的な行政施策の展開には財政基盤の確立が重要です。そのため、財政基盤の強化と確立を国・府に要請するとともに、自主財源の確保に努めます。

また、長期的な視点に立った、計画的で民主的、効率的な財政運営をめざします。